日医発第903号（保185）
平成24年12月18日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長
横倉義武

検査料の点数の取扱いについて

平成24年11月28日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において、新たな臨床検査を保険適用することが了承されましたが、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成24年12月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌2月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）
1．検査料の点数の取扱いについて
（平24．11．30　保医発1130第4号 厚生労働省保険局医療課長通知）
2．新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

写

保医発１１３０第４号
平成２４年１１月３０日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年３月５日保医発0305第１号）の一部を下記のとおり改正し、平成24年12月１日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

１　別添１第２章第３部第１節第１款Ｄ０１４（１６）中「ネフェロメトリー法」を「ネフェロメトリー法又はＴＩＡ法」に改める。

２　別添１第２章第３部第１節第１款Ｄ０２３中（１８）を（１９）とし、（１７）の次に次のように加える。

（１８）　結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出

ア　結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「Ｄ０２３」微生物核酸同定・定量検査の「１０」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。

イ　当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する

ウ　当該検査は、区分番号「Ｄ０２３」微生物核酸同定・定量検査の「６」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

（参考：新旧対照表）

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日付け保医発0305第1号）

改　正　後	現　　行
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第２章　特掲診療料 第３部　検査 Ｄ０１４　自己抗体検査 （１６）「２３」のＩｇＧ４は、ネフェロメトリー法又はＴＩＡ法による。 Ｄ０２３　微生物核酸同定・定量検査 （１）～（１７）　略 （１８）　結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出 ア　結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「Ｄ０２３」微生物核酸同定・定量検査の「１０」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。 イ　当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する ウ　当該検査は、区分番号「Ｄ０２３」微生物核酸同定・定量検査の「６」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。 （１９）　略	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第２章　特掲診療料 第３部　検査 Ｄ０１４　自己抗体検査 （１６）「２３」のＩｇＧ４は、ネフェロメトリー法による。 Ｄ０２３　微生物核酸同定・定量検査 （１）～（１７）　略 （１８）　略

新たに保険適用が認められた検査

平成 24 年 11 月 30 日　保医発 1130 第 4 号（平成 24 年 12 月 1 日適用）

測定項目	**ＩｇG_4**
商品名	ＩｇＧサブクラスＢＳ－ＴＩＡ２
区　分	Ｅ２（新方法）
測定方法	ＴＩＡ法
主な測定目的	ＴＩＡ法を原理とする測定方法によりヒト血清中のＩｇG_4を測定する。血清検体中のＩｇG_4濃度を定量的に測定し、自己免疫性膵炎の診断補助に用いる。
参考点数	D014　自己抗体検査 23　ＩｇG_4　450点
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 24 年３月５日保医発 0305 第１号）の別添１（医科診療報酬点数表に関する事項）の第２章（特掲診療料）を以下のように改める。 第３部検査 **Ｄ０１４　自己抗体検査** （１）～（15）　略 （16）　「23」のＩｇG_4は、ネフェロメトリー法又はＴＩＡ法による。 （下線部追加）

測定項目	**結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出**
商品名	ジェノスカラー・ＰＺＡ ＴＢ
区　分	Ｅ３（新項目）
測定方法	ハイブリダイゼーション法
主な測定目的	喀痰中又は抗酸菌用培地で培養した結核菌群pncA遺伝子中の変異の検出（ピラジナミド耐性結核菌感染の診断補助）
参考点数	D023　微生物核酸同定・定量検査 10　結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出　850点
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 24 年３月５日保医発 0305 第１号）の別添１（医科診療報酬点数表に関する事項）の第２章（特掲診療料）を以下のように改める。

	第３部検査 **Ｄ０２３ 微生物核酸同定・定量検査** （１）～（17） 略 （18） 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出 ア 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「Ｄ023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。 イ 当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する ウ 当該検査は、区分番号「Ｄ023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。 （19） 略 （変更箇所下線部）

（日本医師会医療保険課）